

## 宮崎ブーゲンビリア空港国際航空貨物輸出支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市における産業の国外へのビジネス拡大を図るため、宮崎空港を利用して、航空貨物の輸出を行う者であって、輸出貨物の荷主（以下「輸出事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付については、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年9月1日規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「航空貨物」とは、関税法（昭和29年4月2日法律第61号）第2条第1項第3号に規定されている外国貨物をいう。
- (2) 「輸出貨物」とは、航空貨物のうち輸出の許可を受けたものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象者となる輸出事業者は、次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 本市に事業所（本社又は支店・営業所）を有して事業を営んでいる事業者で、かつ、市税を滞納していないこと。
- (2) 事業実施者の構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (3) その他補助が適当でないと認められる者でないこと。

### (補助対象及び補助金額)

第4条 補助対象及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする輸出事業者は、「補助金等交付申請書」（規則様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、事業実施前に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 市税納付状況確認同意書（様式第2号）
- (3) 宮崎市暴力団排除条例に基づく誓約書兼同意書（様式第3号）、（様式第4号）
- (4) その他、市長が特に必要と認める書類

2 前項において、事業実施日の属する同一年度内に複数回の申請を行うものは、2回目以降の申請については、市税納付状況確認同意書（様式第2号）及び誓約書兼同意書（様式第3号）、（様式第4号）の書類添付を省略することができる。

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、当該申請内容を審査し、補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を「補助金等交付決定書」（規則様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 前条の補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の完了後、30日以内又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、「補助事業実績報告書」（規則様式第4号）に次に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。

（1）補助事業実施報告書（様式第5号）

（2）その他、市長が必要と認める書類

（補助金の交付確定）

第8条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の内容を審査し、その成果が補助金の交付内容及び付した条件に適合すると認めるときは、「補助金等交付確定通知書」（規則様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助事業者は、前条の規定による交付確定通知を受けたときは、速やかに「補助金交付請求書」（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による交付請求書の提出を受けたときは、その日から起算して30日以内に補助事業者へ補助金を交付するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

別表（第4条関係）

（1）補助対象経費及び補助金額

区 分	摘 要	補助金額
貨物	・宮崎空港を利用して輸出する貨物 (但し、1輸送あたり1kg以上の貨物とする)	1kgあたり30円
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出通関料</li> <li>・代理店取扱手数料及び通関業者取扱料</li> <li>・検疫申請手数料</li> <li>・上屋料及びターミナル料</li> <li>・航空貨物運送状（AWB）作成料</li> <li>・インボイス作成料</li> <li>・代理店保安対策料</li> <li>・集荷料</li> <li>・爆発物検査料</li> </ul>	左記手数料の全額 (上限15,000円)

※ただし、補助対象経費の消費税額を除く。

（2）1輸出事業者あたりの補助金上限額

区分	上限額（年間）
①宮崎空港発の国際定期便を利用して輸出する事業者	50万円
②宮崎空港から国内空港を経由して輸出する事業者	25万円

※ただし、①及び②の両方を利用する事業者の年間上限額は50万円とする。